

本号で公布された
法令のあらまし法
律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律 (法律
第二三号) (法務省)1 裁判官以外の裁判所の職員の員数を四七人減
少することとした。(第二条関係)

2 この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

2 この政令は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

令和七年四月十八日

御名
御璽内閣総理大臣 石破
茂

法律第二十三号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法 (昭和二十六年法律第五十三号) の一部を次のように改正する。

第二条中「二万七千三百三十二人」を「二万七千三百三十六人」に改める。

附則

この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

内閣総理大臣 石破
茂
法務大臣 鈴木
馨祐

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名
御璽

令和七年四月十八日

内閣総理大臣 石破
茂

法律第二十四号

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律 (昭和三十五年法律第百五十三号) の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

22 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千六百四十一億五千七百五十万円の範囲内において、出資することができる。

(米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 第二条に次の一項を加える。
22 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千六百四十一億五千七百五十万円の範囲内において、出資することができる。

(米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

3 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する
政令 (政令第一八一号) (財務省)

1 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (政令第一八一号) (財務省)

2 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定によるものとする。
 り発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「米州投資公社」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）

第三条 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項（他業の禁止）の規定にかかわらず、米州投資公社の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。
 附 則
 この法律は、公布の日から施行する。

政
令

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

令和七年四月十八日
御名 御璽

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第二百八十一号
 特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令
 内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第三十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
 第四十一条第二号中ヲをワとし、ルヲヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。
 ヌ 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）第二条第二項
 附 則
 この政令は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（令和七年法律第二十四号）の施行の日から施行する。

省
令

内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

○国土交通省令第五十七号
 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
 道路運送車両法施行規則（一部改正）
 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前			
（封印の取付けの委託の申請）		（封印の取付けの委託の申請）			
第十二条 法第二十八条の三第一項の規定に より封印の取付けの委託を受けようとする 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を 当該委託を受けようとする区域を管轄する 運輸監理部長又は運輸支局長（当該区域が 運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運 輸支局長の管轄区域にわたるときは、最寄 りの運輸監理部長又は運輸支局長）に提出 しなければならない。		第十二条 法第二十八条の三第一項の規定に より封印の取付けの委託を受けようとする 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を 運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなけ ればならない。			
一（略）		一（略）			
2 （略）		2 （略）			
法規的告示					
この省令は、令和七年四月十八日から施行する。					
附 則					
この省令は、令和七年四月十八日から施行する。					
（農林水産省告示第八号）		（農林水産省告示第八号）			
株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。		株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。			
令和七年四月十八日 財務大臣 加藤 勝信 農林水産大臣 江藤 拓		令和七年四月十八日 財務大臣 加藤 勝信 農林水産大臣 江藤 拓			
次の一表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という）でこれに對応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに對応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。		次の一表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という）でこれに對応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに對応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。			
改 正 後		改 正 前			
一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。		一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年八分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とする。			

○農林水産省告示第十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改 正 後		改 正 前	
	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年二・九五パーセントを超える場合は、年二・九五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年二・九五パーセントを超える場合は、年二・九五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年二・九五パーセントを超える場合は、年二・九五パーセント）により計算した金額のものとする。

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

この表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改 正 後		改 正 前	
	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあつては、年三分一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分七厘以内となる資金にあつては、年二分九厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあつては、年三分一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分七厘以内となる資金にあつては、年二分九厘五毛とする。

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十二号

農業近代化資金融通法（昭和四十年法律第五十二号）第二条第三項第四号及び第三条第四項の規定に基づき、農業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第七条	(貸付利率の上限)		(貸付利率の上限)	
	法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	農林水産大臣 江藤 拓	法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	農林水産大臣 加藤 勝信
一 令第一条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘
二 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘

五 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	三 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの		四 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	
	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘
年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘

五 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	三 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの		四 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	
	年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘
年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘

○九州地方整備局告示第七十七号
次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

一般国道

三十五号

区

間

沿道区域の最大幅員

延長

道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象

武雄市北方町大字大崎字扇田三

八一一番地一から同市武雄町大字

武雄字永松五八五八番地一まで

四、図面縦覧場所

九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第七十八号

一・七八

キロメートル

メートル

四・八二七

電柱

令和七年四月十九日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律

第一百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

九州地方整備局長 森田 康夫

届出対象区域の存する土地の所在地
(沿道区域の存する土地の所在地)

道路の路線名

一般国道三十四号・三十

電柱

九州地方整備局長 森田 康夫

届出対象区域に接続する工作物

一般国道三十四号・三十

電柱

松五八五八番地一まで

図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

法律公報上通知書受領

国会事項

衆議院

法律公報上通知書受領

四月十六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

港湾法等の一部を改正する法律

日本国と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化

自衛隊と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

議案受領

四月十六日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案

議案通じ書受領

四月十六日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

港湾法等の一部を改正する法律案

質問書転送

えり提出

四月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

良質な幼児教育実現のための制度の整備に関する質問主意書

議案付託

四月十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣議第一号)

良質な幼児教育を提供するための子ども・子育て支援制度等の改善に関する質問主意書
幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する質問主意書

議事日程

四月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第十九号

令和七年四月十七日(木曜日)

午後一時開議

第一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 航空業務に関する日本国とチエコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四 千九百九十四年四月十五日にマラケシユで作成された世界貿易機関を設立するマラケシユ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国との特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

第五 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

第六 船員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

議案付託

四月十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨の通知書を内閣に転送した。

議決通知

四月十六日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨の通知書を内閣に転送した。

議案付託

四月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

社会安全保障分野における公定価格の地域区分に関する質問主意書(岡野純子提出)

医療機関への支援に係る二〇二四年度補正予算及びいわゆる重点支援地方交付金の活用に関する質問主意書(屋良朝博提出)

二〇二四年十二月に国際連合総会で採択された

サイバー犯罪条約に関する質問主意書(五十嵐

えり提出)

四月十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣議第一号)

質問主意書

四月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

赤字であること」を医療法人設立の不認可要件とする法的根拠等に関する質問主意書(浜田

聰提出)(第九八号)

公立病院への繰出金の根拠と公平性に関する質問主意書(浜田聰提出)(第九九号)

(4) 第2次試験…第1次試験合格者に対して行う。
 ① 実施日 令和7年9月中旬以降のいずれか指定する日
 ② 試験地 東京都
 ③ 内容
 (i) 人物試験（個別面接）
 なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
 (ii) 基礎体力検査
 (iii) 身体検査
 (5) 最終合格者発表 令和7年10月31日（金）以降各人に合否を郵便その他適切な方法で通知する。

6 採用候補者名簿及び採用方法 採用候補者名簿を作成し、採用は名簿に記載された者の中から行う。

7 受験申込手続
 (1) 申込方法及び受付期間 申込みはインターネットにより行うこと。申込みの詳細は、参議院ホームページに掲載する。

申込受付期間は以下のとおりとする。
 ○一般職試験 令和7年6月26日（木）から7月10日（木）まで（受信有効）
 ○専門職（衛視）試験 令和7年6月26日（木）から7月10日（木）まで（受信有効）
 (2) その他
 ○問合せ先 参議院事務局庶務部人事課任用係 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館（東棟）3階TEL 03-5521-7492
 ○受験に際し、車いす等を使用する者、又は、身体に障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
 ○一般職試験及び専門職（衛視）試験の両方に申込みをした場合は、いずれの試験も受験できなくなるので注意すること。
 ○試験の詳細については、別に作成している募集要項、参議院ホームページを参照すること。

territory of the 2nd kilometer of Okulovka-Kulotino highway, house 1, building 2, room 19, Okulovsky District RU-174350 Novgorod Region (RU)
 Beregovoy proezd, 5, korp. 1, kv. 194 RU-121087 Moscow (RU)
 ドイツ連邦共和国 デ-77866 レイナウ ロベルト-ボッシューシュトラーセ7
 中華人民共和国上海市青浦区朱家角鎮康業路6号1-5C区216室
 Limited Company "SPLAT GLOBAL"
 Romanova Olga Aleksandrovna
 ピオマルク ゲゼル
 シャフト ミット ベ
 シュレンクテル ハフ
 ツング
 平令和成（上海）工貿有限公司
 取消2024-300446 請求書副本の送達通知
 上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年4月18日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもの、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第30199号

東京都板橋区若木2丁目12番10号

申立人 椎名 正幸

本籍茨城県水戸市見和2丁目556番地25、最後の住所茨城県水戸市見和2丁目556番地の25、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和6年1月4日、出生の場所千葉県銚子市、出生年月日昭和10年9月3日、職業無職

被相続人 亡 椎名 宏行

茨城県水戸市大町3丁目1番24号はばたきビル弁護士法人水戸翔合同法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 三村悠紀子

催告期間満了日 令和7年11月10日

水戸家庭裁判所

令和7年（家）第29号

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号

申立人 東松山市

本籍埼玉県東松山市松葉町1丁目964番地1、最後の住所埼玉県東松山市松葉町1丁目5番18号、死亡の場所埼玉県東松山市、死亡年月日平成26年12月1日、出生の場所埼玉県比企郡野本村、出生年月日昭和14年10月18日、職業自営業

被相続人 亡 小野 幹夫

事務所埼玉県東松山市箭弓町2丁目13番6号
 横木ビル2階 山下法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 紀久

催告期間満了日 令和7年11月6日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

特許庁長官

令和7年（家）第30065号

新潟県上越市板倉区南中島757番地1

申立人 小川 義治

本籍千葉県市原市青葉台5丁目11番地21、最後の住所千葉県市原市青葉台5丁目11番地の21、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和6年12月20日、出生の場所愛知県名古屋市南区、出生年月日昭和30年6月2日、職業無職

被相続人 亡 千賀 佳子

事務所千葉市中央区中央3丁目9番16号大樹生命千葉中央ビル8階 千葉市民協同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲富 横

催告期間満了日 令和7年11月27日

千葉家庭裁判所

令和6年（家）第30374号

千葉県市川市市川3丁目27-16

申立人 ライオンズマンション国府台管理組合
 本籍千葉県市川市市川3丁目3148番地、最後の住所千葉県松戸市高塚新田631番地の114信合松戸202B号、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日平成26年9月29日、出生の場所東京府東京市江戸川区、出生年月日昭和17年7月10日、職業不明

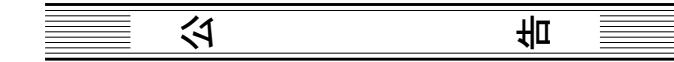
被相続人 亡 宇田川昭夫

事務所千葉県松戸市本町18-4 N B F 松戸ビル5階 ときわ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白石 知江

催告期間満了日 令和7年11月25日

千葉家庭裁判所松戸支部



詔書項

公示送達

特許法第191条第1項（実用新案法第55条第2項、意匠法第68条第5項及び商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者

送達する書類

住所	氏名	事件の表示	書類名
福岡県福岡市中央区清川3丁目12-1-317 福岡リバーキャッスル	会社名志皇	商願2024-028267	出願却下の処分の謄本
福岡県福岡市中央区清川3丁目12-1-317	ペレーナ志皇 アトミズ リニ タカシマ	商願2024-049741	出願却下の処分の謄本
福岡県福岡市中央区清川3丁目12-1-317	株式会社日本企画	商願2024-015215	登録査定の謄本
茨城県古河市古河504-10	遠藤 仁一	実3216886	納付書補充指令書（年金）
東京都大田区中馬込3-15-20 コーポ光和202	鈴木 康平	商願2024-039614	登録査定の謄本
高知県高知市朝倉戸1438-4	西内 秀雄	特願2020-210784	拒絶査定の謄本
3 Hacarmel St. Yoqne'am Illit (IL)	DATUMATE LTD.	国際登録番号 1690866	国際登録番号 拒絶査定の謄本
5A HaYarkon St., 5120155 Bnei Brak (IL)	UNKJD LTD	国際登録番号 1711537	国際登録番号 拒絶査定の謄本

令和6年(家)第30390号
東京都中央区勝どき5-3-1-1121号
申立人 柳田 早苗
本籍千葉県柏市柏7丁目685番地、最後の住所千葉県柏市西原7丁目6番1号 初石病院、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和6年9月21日、出生の場所東京市向島区、出生年月日昭和10年4月30日、職業無職
被相続人 亡 黒須 ちよ
事務所千葉県柏市末広町5-16 エスパス柏5階G 弁護士法人やがしら支所柏リバティ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 稲田 翔平
催告期間満了日 令和7年11月25日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第9号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 代表者代表取締役 土屋 太郎
本籍青森県青森市橋本1丁目95番地、最後の住所千葉県香取市みずほ台1丁目1番地95、死亡の場所千葉県八街市、死亡年月日令和5年4月17日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和22年3月7日、職業不明
被相続人 亡 平井 正隆
事務所千葉市中央区中央2丁目9番20号三利ビル8階 豊田・大杉総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大杉 洋平
催告期間満了日 令和7年11月14日
千葉家庭裁判所佐原支部

令和7年(家)第30045号
千葉市中央区富士見1丁目11番11号
申立人 株式会社京葉銀行
本籍千葉県船橋市大穴北3丁目245番地272、最後の住所千葉県船橋市大穴北3丁目25番21号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和2年2月17日、出生の場所東京都西多摩郡瑞穂町、出生年月日昭和23年6月28日、職業不明
被相続人 亡 清水 松男
事務所千葉県船橋市湊町2丁目1番8号 幸福ビル5階 すずらん法律事務所
相続財産清算人 弁護士 久常 雅世
催告期間満了日 令和7年11月28日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和6年(家)第73465号
大阪府東大阪市花園西町2丁目2番5号
申立人 笠松三千男
本籍東京都大田区西糀谷3丁目72番地、最後の住所東京都大田区西糀谷2丁目13番8号、死亡の場所神奈川県秦野市、死亡年月日令和5年10月30日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和37年6月2日、職業不明
被相続人 亡 関 正忠
事務所東京都港区新橋1丁目16番4号 りそな新橋ビル8階リーガルキュレート総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 肇
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和6年(家)第73522号
千葉県八街市八街ほ173番地10
申立人 鎌田 榮子
本籍青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町187番地1、最後の住所東京都豊島区駒込1丁目31番3-303号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和6年11月2日、出生の場所青森県西津軽郡岩崎村、出生年月日昭和29年10月7日、職業無職
被相続人 亡 阿部裕美子
事務所東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町秋山ビルディング9階 篠崎総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 篠崎 正巳
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70070号
東京都足立区千住旭町35番16号ヒラバヤシビル3階 恵光法律事務所
申立人 吉川 拓威
本籍東京都北区神谷2丁目49番地、最後の住所東京都北区神谷2丁目44番11-410号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年8月7日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和38年2月21日、職業不詳
被相続人 亡 高野 裕二
事務所東京都中央区八丁堀3丁目25番8号八丁堀陽光ビル6階 松本総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松本佐弥香
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70226号
山形県天童市長岡北3丁目7番8号
申立人 土屋 恵子
本籍山形県山形市本町2丁目72番地、最後の住所東京都板橋区蓮沼町6番5号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年12月5日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和29年5月26日、職業不明
被相続人 亡 石原 幸子
事務所東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル5階芝綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 工藤 英知
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70262号
東京都中央区銀座1丁目8番21号 第21中央ビル6階 土屋総合法律事務所
申立人 中村 仁志
本籍東京都大田区東雪谷2丁目367番地、最後の住所東京都世田谷区桜上水5丁目28番3-202号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和6年10月15日、出生の場所東京都大森区、出生年月日昭和18年9月20日、職業無職
被相続人 亡 佐多 康子
事務所東京都中央区銀座1丁目8番21号第21中央ビル6階 土屋総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中村 仁志
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70521号
東京都世田谷区世田谷2-25-16
申立人 中銀第2世田谷マンション管理組合
本籍神奈川県相模原市緑区町屋1丁目19番、最後の住所神奈川県相模原市中央区宮下2丁目10番16-503号、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日令和3年2月9日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和39年7月26日、職業無職
被相続人 亡 中原 章
事務所東京都中央区日本橋茅場町3丁目13番3号 興和日本橋ビル2階 倉持法律事務所
相続財産清算人 弁護士 倉持 政勝
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第7042号
東京都港区南麻布1丁目3番2号
申立人 株式会社Pinc
本籍石川県小松市下栗津町い6番地4、最後の住所川崎市麻生区百合丘2丁目19番地8鈴木ハイツ 101、死亡の場所神奈川県川崎市麻生区、死亡年月日平成27年7月23日、出生の場所石川県小松市、出生年月日平成7年3月9日、職業自営業
被相続人 亡 溝口 達
川崎市川崎区砂子1丁目5番地4市川ビル3D川崎相続遺言法律事務所
相続財産清算人 弁護士 勝本 広太
催告期間満了日 令和7年11月4日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第3010号
神奈川県小田原市荻窪300番地
申立人 小田原市
本籍神奈川県小田原市南板橋2丁目240番地4、最後の住所神奈川県小田原市南板橋2丁目240番地の4、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和6年1月15日、出生の場所茨城県西茨城郡友部町、出生年月日昭和47年8月3日、職業不詳
被相続人 亡 川村 雅則
事務所神奈川県小田原市本町2丁目2番16号 陽輪台小田原2階209号室 三川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松浦加代子
催告期間満了日 令和7年11月10日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和6年(家)第7229号
神奈川県相模原市中央区宮下2-10-16
申立人 リバティーヒルズ橋本管理組合
本籍神奈川県相模原市緑区町屋1丁目19番、最後の住所神奈川県相模原市中央区宮下2丁目10番16-503号、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日令和3年2月9日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和39年7月26日、職業無職
被相続人 亡 長谷川真弓
神奈川県相模原市中央区相模原6丁目22番9号朝日相模原ビル202 弁護士法人田中孝佳法律事務所
相続財産清算人 弁護士 市之瀬龍和
催告期間満了日 令和7年11月19日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第7018号

神奈川県川崎市川崎区大島2-12-13

申立人 内薦 貴子

本籍神奈川県相模原市中央区並木3丁目6253番地110、最後の住所神奈川県相模原市中央区並木3丁目3番22号、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日推定令和6年12月13日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和33年3月15日、職業無職

被相続人 亡 上村 博

神奈川県相模原市中央区相模原2丁目1番5号サトウビル5階 法律事務所S

相続財産清算人 弁護士 濑野 陽仁

催告期間満了日 令和7年11月19日

横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第127号

富山県高岡市東上関430番地

申立人 永野 美江

本籍富山県高岡市福岡町福岡新391番地、最後の住所富山県高岡市中保591番地、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和6年4月7日、出生の場所富山県高岡市、出生年月日昭和45年1月16日、職業無職

被相続人 亡 島田 肇

事務所富山県高岡市丸の内2-5アールワン丸の内ビル3階 延野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 延野 俊浩

催告期間満了日 令和7年11月7日

富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第180号

富山市新緑曲輪1番7号

申立人 富山県

本籍富山県小矢部市埴生1986番地、最後の住所富山県小矢部市埴生1986番地、死亡の場所富山県小矢部市、死亡年月日令和元年10月19日、出生の場所富山県小矢部市、出生年月日昭和40年5月8日、職業無職

被相続人 亡 林 茂則

富山県小矢部市泉町10番9号、事務所富山県小矢部市泉町13番6号

相続財産清算人 司法書士 高山 嘉和

催告期間満了日 令和7年11月28日

富山家庭裁判所高岡支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第1号

愛媛県松山市中野町甲1083番地

申立人 株式会社ムラコ

代表者代表取締役 村上 達哉

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月13日

令和7年3月27日 高松簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 I G 104460

金額 106,260円

支払期日 令和7年5月20日

支払地 香川県高松市

支払場所 株式会社百十四銀行東支店

振出日 令和7年1月20日

振出地 香川県高松市

振出人 株式会社バンドー 代表取締役 坂東 大

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第8133号

東京都町田市中町4丁目19番8号

申立人 松本 恵子

本籍東京都新宿区西早稲田3丁目192番地、最後の住所東京都新宿区下落合4丁目3番32号ドミール落合101

不在者 松本 和子

昭和28年9月26日生

届出期間満了日 令和7年7月27日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第8811号

千葉県柏市大島田392-2

申立人 鈴木 清美

本籍東京都三宅島三宅村坪田5034番地、最後の住所東京都三宅島三宅村坪田5034番地

不在者 菊地 晴幸

昭和32年8月20日生

届出期間満了日 令和7年8月1日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第9077号

埼玉県白岡市新白岡1丁目23番地6

申立人 高塚千恵子

本籍新潟県新潟市中央区白山浦1丁目424番地、最後の住所不明

不在者 佐藤 義一

昭和2年7月13日生

届出期間満了日 令和7年7月27日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第9583号

神奈川県横浜市金沢区六浦2丁目2番12号

申立人 倉多 清美

本籍千葉県勝浦市浜勝浦122番地、最後の住所東京都大田区上池台3丁目42番5号

不在者 吉野 きぬ

明治45年3月9日生

届出期間満了日 令和7年7月28日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第9794号

鹿児島県いちき串木野市春日町188番地

申立人 萬造寺 力

本籍鹿児島県いちき串木野市羽島974番地、最後の住所不明

不在者 萬造寺松太郎

明治16年2月15日生

届出期間満了日 令和7年7月27日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第2123号

千葉県船橋市本中山4-5-1-402

申立人 奈良 信明

本籍北海道江別市あけぼの町3番地、最後の住所樺太以下不詳

不在者 奈良 勝代

昭和19年1月27日生

届出期間満了日 令和7年7月27日

東京家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第67号

本籍北海道積丹郡積丹町大字来岸町14番地、最後の住所北海道積丹郡積丹町大字神岬町32番地

不在者 新谷正太郎

大正10年8月15日生

令和7年3月26日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所小樽支部裁判所書記官

令和6年(家)第554号

本籍千葉県八千代市勝田台3丁目29番地3、最後の住所千葉県千葉市花見川区横橋町1109番地 三社社内

不在者 矢野千恵美

昭和47年1月6日生

令和7年3月26日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第423号

本籍千葉県船橋市小室町2484番地、最後の住所千葉県船橋市習志野台4丁目3番1号 Kフラット205号

不在者 浅香 誠

昭和46年3月8日生

令和7年3月26日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和6年(家)第3379号

本籍東京都大田区池上3丁目43番地、最後の住所東京都杉並区下井草1丁目23番7号 清水コ一ボ302

不在者 塩路 雅樹

昭和41年12月30日生

令和7年3月27日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1465号

本籍東京都大田区東糀谷1丁目10番、最後の住所東京都町田市玉川学園7丁目8番1号 第1古賀ビル3F

不在者 宮崎 保治

昭和23年10月18日生

令和7年3月28日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和6年(家)第302号

本籍福島県喜多方市高郷町大田賀字田中209番地、最後の住所川崎市本町2丁目8番地7不在者 遠藤こと江

昭和24年5月23日生

令和7年3月27日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第217号
本籍静岡県榛原郡吉田町住吉2946番地、最後の住所静岡県榛原郡吉田町住吉2946番地
不在者 高橋 豊
昭和17年9月18日生
令和7年3月27日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所島田出張所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。

令和6年(へ)第1号

山口県宇部市大字船木700番地1

申立人 半田 文江

権利の届出の終期 令和7年2月28日

令和7年3月24日 下関簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 下関市菊川町大字西中山字戸谷10120番
1

山林 76327平方メートル

(2)登記年月日番号 山口地方法務局下関支局昭和
27年6月19日受付第210号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和27年2月18日設定

目的 竹木所有

存続期間 昭和32年2月末日まで

地代 無償

地上権者 岩国市大字室木2600番地

白川 尚志

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第97号

佐賀県鳥栖市蔵上町665番地6

債務者 株式会社REGALO HOMES
代表者代表清算人 古賀 未子

1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 名和田陽子

4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和7年7月17日午後2時30分
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第537号

鹿児島市鴨池新町14番9号

債務者 株式会社ライドオートサービス
代表者代表取締役 知識 桂太

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内山 和哉
4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第157号

千葉市中央区富士見2丁目16番19号2階
債務者 株式会社T-LAB
代表者代表取締役 北脇 康佑

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐久間貴幸
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時20分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第306号

千葉県市川市南行徳1-1-1-208
債務者 Grail1.JAPAN株式会社
代表者代表取締役 大塚 宏二

1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯田 晃久
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第307号

千葉県市川市南行徳1丁目1番1号
債務者 有限会社スマイルシティーホーム
代表者代表取締役 大塚 宏二

1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯田 晃久

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第308号

千葉県市川市南行徳1-1-1
債務者 株式会社アドレス
代表者代表取締役 大塚 宏二

1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯田 晃久
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第403号

千葉県船橋市藤原1-23-13-202
債務者 合同会社freely
代表者代表社員 大政加奈子

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 市川 剛
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時20分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第85号

千葉県四街道市栗山1052番地369
債務者 株式会社ワールドワン
代表者代表取締役 深澤奈津子

1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 前田ひとみ
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後3時

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第1968号

東京都港区南青山1丁目15番32号 南青山レジデンス301
債務者 株式会社エリアフォーラム
代表者代表取締役 山岸 孝司

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊集院 剛

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1980号

東京都狛江市岩戸南4-3-5、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区笹塚1丁目28番7号

債務者 有限会社和樂コーポレーション
代表者代表取締役 指澤 信彦

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 稲田さやか
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1981号

東京都狛江市岩戸南4-3-5、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区笹塚1丁目28番7号 第1アレービル101

債務者 株式会社エヌエス
代表者代表取締役 指澤 信彦

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 稲田さやか
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2009号

東京都江戸川区東小岩5丁目15番7号
債務者 株式会社エムハーツ

代表者代表取締役 松下 浩司

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 荒木 誠司
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2011号	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
東京都足立区千住河原町38番7-804号	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時
債務者 株式会社g a i n	東京地方裁判所民事第20部
代表者代表取締役 杉田 昌穂	令和7年(フ)第2037号
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	東京都千代田区外神田3丁目8番9号 昌徳ビル7F
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	債務者 株式会社ゲートアジアエンタテインメント
3 破産管財人 弁護士 新谷 泰真	代表者代表取締役 本間 和彦
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時30分	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
東京地方裁判所民事第20部	3 破産管財人 弁護士 松田 育子
令和7年(フ)第2014号	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
東京都北区赤羽2丁目30番5号	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分
債務者 合同会社岩淵恒産	東京地方裁判所民事第20部
代表者代表社員 小川原 稔	令和7年(フ)第2099号
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	東京都江戸川区松江2丁目4番10号301
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	債務者 有限会社アピール
3 破産管財人 弁護士 大塚 陵	代表者代表取締役 西村 行雄
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
東京地方裁判所民事第20部	3 破産管財人 弁護士 木村 康之
令和7年(フ)第2017号	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
東京都目黒区目黒1丁目6番13号	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時
債務者 株式会社アルコイーリス・クリエイション	東京地方裁判所民事第20部
代表者代表取締役 松元 義和	令和7年(フ)第2157号
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	東京都台東区竜泉3丁目44番6号
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	債務者 株式会社イルモンド
3 破産管財人 弁護士 足立 格	代表者代表取締役 田中 元人
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
東京地方裁判所民事第20部	3 破産管財人 弁護士 矢部 陽一
令和7年(フ)第2018号	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
東京都目黒区目黒1丁目6番13号 1階	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分
債務者 株式会社アルコ&FOOD	東京地方裁判所民事第20部
代表者代表取締役 松元 義和	令和7年(フ)第2166号
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	東京都世田谷区代田5丁目28番7-202号
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	債務者 株式会社J O I N
3 破産管財人 弁護士 岩井 完	代表者代表取締役 加藤 博文
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
東京地方裁判所民事第20部	3 破産管財人 弁護士 金川 征司

令和7年(フ)第2083号	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
東京都国立市東1丁目14番地の2 グランフォルム国立205	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分
債務者 結株式会社	東京地方裁判所民事第20部
代表者代表取締役 武澤 俊夫	令和7年(フ)第2168号
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	東京都町田市能ヶ谷7丁目15番2号
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	債務者 有限会社プラボースタジオ
3 破産管財人 弁護士 藤井 淳一	代表者代表取締役 浦郷 裕之
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
東京地方裁判所民事第20部	3 破産管財人 弁護士 森岡 耕太
令和7年(フ)第2099号	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
東京都江戸川区松江2丁目4番10号301	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分
債務者 有限会社アピール	東京地方裁判所民事第20部
代表者代表取締役 西村 行雄	令和7年(フ)第2171号
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	東京都品川区西大井6丁目1番15号
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	債務者 豊印刷株式会社
3 破産管財人 弁護士 木村 康之	代表者代表取締役 山本 康則
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
東京地方裁判所民事第20部	3 破産管財人 弁護士 小野塙 格
令和7年(フ)第2157号	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
東京都台東区竜泉3丁目44番6号	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時
債務者 株式会社イルモンド	東京地方裁判所民事第20部
代表者代表取締役 田中 元人	令和7年(フ)第2228号
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	東京都文京区本郷7丁目3-1 東京大学南研究棟357号室、商業登記簿上の本店所在地
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	東京都新宿区新宿5丁目18番20号 ルックハイツ新宿803号
3 破産管財人 弁護士 矢部 陽一	債務者 株式会社キュライオ
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	代表者代表取締役 中井 基樹
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
東京地方裁判所民事第20部	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
令和7年(フ)第2166号	3 破産管財人 弁護士 須崎 利泰
東京都世田谷区代田5丁目28番7-202号	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
債務者 株式会社J O I N	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時
代表者代表取締役 加藤 博文	東京地方裁判所民事第20部
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 金川 征司	

令和7年(フ)第2264号	東京都葛飾区堀切5丁目16番4号 債務者 株式会社葛飾近藤創建 代表者代表取締役 近藤 大輔 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 太一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2273号	東京都足立区一ツ家3丁目26番11号 債務者 株式会社シンサン 代表者代表取締役 野尻 里美 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木龍馬 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2276号	東京都新宿区中落合1丁目11番8号 グリーンハイム301号 債務者 株式会社エヌ・ジェイ・ピー 代表者代表取締役 末富 芳夫 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大和田 準 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2302号	東京都渋谷区富ヶ谷1丁目18番8号 債務者 株式会社アート・ベンチャー・オフィスショウ 代表者代表取締役 佐藤 一誠 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高畠 希之

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2363号 東京都新宿区西新宿3丁目9番2号 債務者 株式会社ハピエス 代表者代表取締役 上田 喬志 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山慎太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 学 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第875号 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 債務者 La Plume Niseko Resort 特定目的会社 代表者代表取締役 鄭 武壽 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 治 4 破産債権の届出期間 令和7年4月8日午後4時30分 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 青森地方裁判所民事部破産係
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石岡 隆司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第104号 青森県むつ市海老川町5番3号 債務者 有限会社ファミリーマートさとう 代表者代表取締役 佐藤 治 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石岡 隆司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 青森地方裁判所民事部破産係
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 学 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2095号 東京都新宿区改代町36番地3 債務者 株式会社スタディカンパニー 代表者代表取締役 小笠原寛己 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷部陽平 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時30分 東京地方裁判所民事第20部
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬塚 晴夫 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分 山形地方裁判所鶴岡支部	令和7年(フ)第2097号 埼玉県深谷市大谷1458番地 債務者 有限会社中里商店 代表者代表取締役 中里 隆 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬塚 晴夫 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後5時 名古屋地方裁判所民事第2部
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤田 光晴 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2115号 東京都世田谷区上祖師谷4丁目2-2-106、 商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区麹町2丁目10番3号 債務者 株式会社ユニパックス 代表者代表取締役 種田光一朗 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 衛藤 佳樹 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第213号

栃木県宇都宮市築瀬町1379番地13

債務者 有限会社有備

代表者 代表取締役 橋本 全市

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊池 昭吾
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時40分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第125号

新潟県新発田市上今泉甲22番地1

債務者 有限会社正和

代表者 代表取締役 高橋 辰也

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前8時40分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 正人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第120号

宮崎市学園木花台北1丁目6番地14

債務者 有限会社オアシクリエイト

代表者 代表取締役 坂元洋二郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松岡 孝浩
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 5 一般調査期間 令和7年6月19日から令和7年6月26日まで
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。

宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1937号

東京都杉並区高円寺南5丁目23-23-102
債務者 福島 靖晃

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 白井陽一郎

- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1956号

東京都西東京市栄町2丁目9-29-107
債務者 山本 彰

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 倫子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1958号

東京都新宿区西新宿4丁目32-6-507
債務者 今泉 覚

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 克哉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1962号

東京都武蔵野市吉祥寺南町4丁目8-10-102
債務者 宮澤 良彰

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1994号

神奈川県川崎市川崎区鋼管通2丁目1-6
債務者 賀川 千陽

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 和雅
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1997号

東京都世田谷区太子堂5丁目17-9 アーバンリゾート三軒茶屋パート4 412
債務者 加藤奈緒美

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森山 航洋
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1998号

東京都江戸川区西瑞江4丁目5-1 1-201
債務者 上山 隆春

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜田 憲孝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1999号

東京都練馬区豊玉北2丁目24-9-203

債務者 山村 誠

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須田 克也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2059号

東京都葛飾区西亀有1丁目20-4-301

債務者 戸塚 昭次

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉伊 和則
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2062号

東京都練馬区豊玉南3丁目32-35-209

債務者 源 真優

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上神 桂
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2067号

東京都板橋区高島平2丁目30-1-918

債務者 山井 明裕

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 太史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2075号
東京都江戸川区春江町2丁目39-22-302
債務者 神田 好則
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 五十嵐孝明
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2091号
東京都大田区大森東3丁目1-28 リプロン
大森Ⅲ 401
債務者 掛川 重男
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 竹内 雄一
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2130号
東京都江東区北砂4丁目35-12-703
債務者 佐藤 和也
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 斎 雄一郎
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2137号
東京都台東区台東3丁目19-7-802
債務者 秋山 有希
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 江橋 俊祐
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2164号

東京都大田区中馬込1丁目16-9-107
債務者 戸村 恵美

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大江 弘之

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2232号

東京都江戸川区西葛西6丁目16-16-701
債務者 落合みどり

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大久保博史

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2233号

東京都墨田区押上2丁目6-3-602
債務者 田中 亮佑

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 安部 史郎

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2271号

東京都足立区六町4丁目3-6-502
債務者 横山 高行

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小寺 悠介

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1936号
東京都板橋区桜川2丁目8-1-103
債務者 清田 力
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 大樹
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1992号
東京都杉並区荻窪1丁目33-4
債務者 福田 伸一
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 一瀬 太一
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1996号
東京都目黒区目黒本町4丁目9-15-102
債務者 佐伯 裕子
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小熊 弘之
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2056号
東京都日野市豊田1丁目24-5-201
債務者 永尾 勝彦

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菊池 浩司
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2060号
東京都世田谷区用賀2丁目41-18-201
債務者 武 愛
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 劉 奔
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2061号
東京都中央区晴海3丁目6-8-1506
債務者 羽賀 泰成
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 和樹
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2066号
東京都品川区旗の台5丁目17-4-102
債務者 峰岸 洋子
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 八木 仁志
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2070号
東京都中央区銀座2丁目14-15-905
債務者 岡山 賴杜
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高田 賢治
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2072号
東京都世田谷区上北沢4丁目15-4 ラピス上北沢1 102
債務者 関根 秀和
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 章浩
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2073号
東京都杉並区今川4丁目17-8-202
債務者 川森多恵子
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上田 雅大
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2089号
東京都狛江市中和泉5丁目14-14-102
債務者 田中 祥吾
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 江藤 里恵
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2132号

東京都板橋区成増5丁目11-29-201
債務者 湯本 竜介

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 金川 裕紀

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午後2時

6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2133号

東京都足立区西綾瀬4丁目7-7 第二山野ハイツ202
債務者 石毛 寿茂

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 雲居 寛隆

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2136号

東京都江戸川区篠崎町2丁目44-8-105
債務者 柴田 和興

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大空 裕康

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2139号

東京都足立区花畠7丁目17-4-101
債務者 中村 泰明

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 堀田 陽平
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2145号
東京都新宿区中落合2丁目12-7-101
債務者 中谷 吉就
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 正亮
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2149号
東京都大田区新蒲田1丁目20-6-607
債務者 泉 良祐
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川島 一毅
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2150号
東京都豊島区池袋2丁目56-1-703
債務者 富家 美晴
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉田 太郎
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2170号
東京都足立区梅島2丁目36-6-203
債務者 亀谷 豪

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本 光子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2229号
東京都渋谷区神宮前2丁目20-12-505
債務者 辻岡 進

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石田 廣行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2231号
東京都練馬区関町南2丁目16-2-304
債務者 田面 光仁

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 卓
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第1583号
東京都豊島区長崎4丁目23-1 アトリエ工村
債務者 島村 隆之

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島村 和也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第480号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート
西29-603
債務者 高野 恵理
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 今浦 啓
4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聽取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
11日午前10時45分
6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第511号
東京都府中市日新町3丁目22番地 B O U G A
K U マンション A 203
債務者 秋山 尚彦
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三木 昭子
4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聽取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
11日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1993号
東京都江戸川区本一色1丁目33-18 フロー
レンス I 201
債務者 森田 雄貴
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小田竜太郎
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聽取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
12日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2064号
東京都八王子市元本郷町4丁目5-3-301
債務者 小俣 望美(旧姓鈴木)
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三澤 智
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2065号
東京都江戸川区南篠崎町5丁目6-10-507
債務者 田中 達也

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 李 春熙

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2068号
東京都江戸川区東葛西6丁目5-15-901
債務者 稲崎 浩二

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 松村 元裕

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2071号
東京都世田谷区上北沢1丁目26-15
債務者 山本 恭平

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 富田 大樹

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2074号
東京都板橋区高島平8丁目22-10-105
債務者 星野 喜昭

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 渡邊 迅

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2128号
東京都品川区大井4丁目24-19-601
債務者 村上 大樹
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾崎 太朗
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2138号
東京都板橋区成増4丁目31-2-202
債務者 岡田 悠河
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉田 寛
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2203号
東京都足立区西伊興3丁目10-18
債務者 長谷川寿彦
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山川 幸生
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2278号
東京都墨田区立花5丁目46-2-207
債務者 田中 一弘

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 笹川麻利恵
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2297号
東京都江戸川区南小岩2丁目14-6
債務者 藪田 俊子
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高松 和彦
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2298号
東京都江戸川区南小岩2丁目14-6
債務者 藪田 裕二
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高松 和彦
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2040号
東京都台東区浅草5丁目46-9
債務者 鶴田 直之
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 竹内 留美
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2052号
東京都世田谷区弦巻2丁目40-2-206
債務者 河野ジュリアン直樹こと 河野 ジュ
リヤン直樹
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本多 基記
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
13日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2077号
東京都品川区西大井3丁目10-9-101
債務者 藤田 麻弥
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 榎本 晃太
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
13日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2129号
東京都墨田区下目黒5丁目16-6
債務者 新野 義弥
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 荒内 智美
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
13日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2131号
東京都大田区仲六郷2丁目34-5 第一峯松
荘205
債務者 重田 新
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中山 祐孝
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
13日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2146号
東京都練馬区小竹町1丁目24-5 SOLE
ADO 1 103
債務者 乾 佳菜
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上村 康之
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
13日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2148号
東京都足立区保木間4丁目13-15-205
債務者 河内 聰美
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福原 竜一
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
13日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2200号
東京都江東区南砂6丁目4-6-309
債務者 小倉玲於奈
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小幡 歩
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
13日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2201号
東京都練馬区旭町3丁目28-2-205
債務者 沢里 香苗
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鬼島 佑太
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
13日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第176号
神戸市長田区西丸山町2丁目7番10号
債務者 田口 好樹
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大島 智子
4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月
13日午前10時15分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当
をすることにつき異議のある破産債権者は、裁
判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで
に異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第412号
千葉市若葉区東寺山町1062番地7 サニ
ーキャッスルB102号
債務者 竹渕 龍也
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐賀 紘人
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第79号
千葉県成田市大袋654番地28 (ポンボニエー
ル103号室)
債務者 島田 新一
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 剛史
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第431号
千葉市中央区祐光1丁目4番18号 グリーン
ハイツ105号
債務者 森 千宏
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 達矢
4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第13号
和歌山県東牟婁郡串本町田原3番地
債務者 峯本 美鈴
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年(フ)第15号
和歌山県田辺市天神崎13番24号 坂本ハイツ
5号
債務者 阿部 和香
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年(フ)第404号
名古屋市港区七反野2丁目1104番地 テンブ
ルサイドBAN II 201号
債務者 服部 稔
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第459号
愛知県愛西市勝幡町新町17番地、従前の住所
東京都墨田区目黒本町3丁目13番2-404号
レクセル目黒
債務者 江口 真代
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

<p>令和7年(フ)第462号 名古屋市昭和区川原通6丁目7番地 オスマ ンサスフラグランス302号 債務者 中尾 孝幸 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第402号 さいたま市浦和区上木崎4丁目3番10号 グ レースコートD棟102号室 債務者 東 洋介 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>令和7年(フ)第151号 埼玉県入間市大字上藤沢380番地33 A-204 債務者 山家明日香 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第77号 さいたま市北区吉野町1丁目3番地3 破産者 小林 和義 1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年6月9日午前11時30分 令和7年4月9日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第468号 愛知県海部郡大治町大字砂子字中割3番地 サングレースパイン103号 債務者 國分真奈美 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第442号 埼玉県川口市南町1丁目13番20-103号 債務者 今村羽留奈 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第214号 埼玉県坂戸市薬師町22番地9 第2石田ビル 302号室 債務者 新井 千尋 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>令和6年(フ)第5864号 大阪府豊中市蛍池南町3丁目4番25号 破産者 株式会社味萬 1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年7月10日午後1時30分 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第497号 愛知県小牧市小牧原2丁目407番地 ラベン ダーII G棟101号 債務者 濱田 澄恵 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第456号 さいたま市緑区大字三室1149番地10 債務者 代田 正美 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第46号 千葉県成田市加良部3丁目17番地1 (加良部 住宅204号室) 債務者 野島奈緒子 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 千葉地方裁判所佐倉支部</p>	<p>令和6年(フ)第5865号 兵庫県尼崎市瓦宮1丁目14番12号、開始決定 時兵庫県尼崎市若王寺3丁目17番3号 破産者 洲崎 浩二 1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年7月10日午後1時30分 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(フ)第19号 三重県度会郡南伊勢町相賀浦331番地 債務者 河口さぎり 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第463号 埼玉県和光市本町29番1号 本橋荘202 債務者 関田 七瀬 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第5244号 大阪市西区土佐堀3丁目3番2-704号 破産者 宮本 康平 1 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 2 一般調査期日 令和7年6月30日午後1時30分 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和3年(フ)第200号 京都市北区西賀茂今原町5番地の5 破産者 小泉 明彦 1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 2 一般調査期日 令和7年7月9日午後3時 令和7年4月10日 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>

破産債権の届出期間及び一般調査期日

<p>令和6年(フ)第147号 宮崎市橋通東5丁目1番19号 リーメゾン 102号、前住所宮崎市橋通東1丁目4番11号 アーバンキット805号 破産者 荒木 修平 1 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 2 一般調査期間 令和7年6月19日から令和7 年6月26日まで 令和7年4月10日 宮崎地方裁判所破産係</p>
--

債権者集会招集

令和6年(フ)第195号

広島市南区宇品神田3丁目10番14-105号
破産者 河崎工務店こと 河崎 孝憲

- 期日 令和7年5月28日午後4時
- 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年4月9日

広島地方裁判所民事第4部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第116号

宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16013番地11
破産者 桐原 正樹

異議申述期間 令和7年5月22日まで

令和7年4月10日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第268号

熊本県宇土市古城町344-9、住民票上の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1571番地6
破産者 緒方慎太郎

異議申述期間 令和7年5月22日まで

令和7年4月10日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第370号

宮崎市田代町179番地1 エラン宮崎II番館302号
破産者 小林 知子

異議申述期間 令和7年5月22日まで

令和7年4月10日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第528号

宮崎市江平中町3番地16 東海第一ビル102号、開始決定時の住所宮崎市大塚台西1丁目39番地1 県営住宅111棟14号
破産者 和田 晃一

異議申述期間 令和7年5月22日まで

令和7年4月10日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第418号

千葉県佐倉市上志津原107番地2
破産者 尾上 哲

異議申述期間 令和7年6月2日まで

令和7年4月8日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第72号

千葉県市原市五井2502番地 千代コーポ202
破産者 兼森 幸宏

異議申述期間 令和7年6月3日まで
令和7年4月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第5396号

大阪府東大阪市御厨1丁目2番8-102号
破産者 松本 伸一

異議申述期間 令和7年6月4日まで
令和7年4月9日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見
申述期間

令和6年(フ)第8660号

東京都日野市三沢4丁目21-6

破産者 本多 昭

免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
令和7年4月9日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手
続開始

令和7年(再イ)第47号

北海道恵庭市桜町3丁目8番5号

再生債務者 藤野 達也

- 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月21日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第16号

栃木県宇都宮市鶴田町2158番地5

再生債務者 小瀧 大介

- 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月22日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第9号

栃木県那須郡那須町大字豊原乙1番地1689

再生債務者 小野沢 滋

- 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月22日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第31号

千葉市稻毛区長沼原町317番地1 ヴィル
フォーレ稻毛6番地903号

再生債務者 杉本幸一郎

- 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月21日まで

令和7年(再イ)第10号

静岡市清水区広瀬810番地の22

再生債務者 村田 史乃(旧姓小川)

- 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月21日まで

令和6年(再イ)第83号

兵庫県西宮市東鳴尾町1丁目7番12-217号
(前住所)兵庫県西宮市高須町1丁目4番3-308号

再生債務者 釘本 健一

- 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月21日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第10号

栃木県那須塩原市若草町118番地830

再生債務者 潧口 亜希

- 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで
- 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月23日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第16号

神奈川県厚木市戸田2321番地1 ハイツルミ
エール107

再生債務者 木山 康之

- 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで
- 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第2号 鳥取県米子市下郷410番地 再生債務者 秋里 武信 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで 鳥取地方裁判所米子支部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第63号 東京都新宿区西新宿4-29-4-303 再生債務者 小池 理恵 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第3号 愛媛県松山市土居田町223番地2 再生債務者 森本 伸也 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第39号 東京都足立区伊興4-11-1-101 再生債務者 武田 拓也 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第67号 東京都新宿区西新宿4-14-7-807 再生債務者 小田 早人 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第14号 栃木県宇都宮市築瀬町868番地3 メゾンミリエーム206号 再生債務者 大塚たつえ（旧姓佐藤） 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月29日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第44号 東京都葛飾区東水元5-42-3 再生債務者 田中 馨 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第69号 東京都中野区新井1-27-4 根岸荘1 再生債務者 田邊 圭介 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和6年（再イ）第569号 東京都世田谷区玉川田園調布2-9-3-201 再生債務者 辛川 翔太 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第49号 東京都町田市金井1-14-3 再生債務者 後藤 康介 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第75号 東京都目黒区平町2-23-20 たすきCRA S S O都立大学B棟201 再生債務者 中田 ゆき 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和6年（再イ）第10031号 東京都中央区新川2-21-15-901 再生債務者 森山 敦子	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第62号 東京都新宿区西新宿4-29-4-303 再生債務者 小池 晃久 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第94号 東京都板橋区宮本町62-5-202 再生債務者 竹内 大友 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
			令和7年（再イ）第102号 東京都品川区南大井5-20-3-202 再生債務者 飯塚 大介 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 東京地方裁判所民事第20部
			令和7年（再イ）第106号 東京都台東区柳橋2-6-2-705（住民票上の住所）札幌市豊平区平岸1条8-8-9-103 再生債務者 渡辺 高之 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
			令和7年（再イ）第107号 東京都目黒区上目黒2-25-3-202 再生債務者 横本 雄平 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 東京地方裁判所民事第20部
			令和7年（再イ）第108号 東京都中央区日本橋2-1-1-202 再生債務者 佐藤 伸也 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第113号 東京都豊島区西池袋5-26-23 再生債務者 小松 聰	1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年5月26日まで
東京地方裁判所民事第20部	静岡地方裁判所浜松支部再生係
令和7年(再イ)第114号 東京都杉並区清水2-16-21-211 再生債務者 齊藤 奨	和歌山市今福2丁目3番39号 クレイノ令和106 再生債務者 有本 萌菜
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月28日まで
東京地方裁判所民事第20部	和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第22号 川崎市幸区古市場1786番地 県営サンハイツ古市場 1-405 再生債務者 高橋 真美	岡山市北区三野本町2番46号 エクセル三野101 再生債務者 小野 英明
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月4日まで	1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係	岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第11号 静岡県浜松市浜名区西美薫312番地の1 レオパレスVITA206 再生債務者 國吉真紀生	広島県安芸郡府中町緑ヶ丘8番3-1404号 フローレンス府中緑ヶ丘グランドアーク 再生債務者 川辺 竜志
1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年5月26日まで	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月28日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係	広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第12号 静岡県浜松市中央区初生町463番地の16 再生債務者 藤原 丈	茨城県龍ヶ崎市姫宮町42番地の4 再生債務者 鈴木 孝志

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで	水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
令和7年(再イ)第9号 新潟市東区逢谷内2丁目2番6号 グランデ逢谷内505号 再生債務者 長尾 圭子	新潟地方裁判所民事部
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで	新潟地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第3号 群馬県高崎市下豊岡町1504番地10 再生債務者 中島 雄也	新潟地方裁判所民事部
1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで	前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(再イ)第7号 群馬県藤岡市藤岡1012-5、住民票上の住所 群馬県佐波郡玉村町大字上新田1802番地20 再生債務者 小暮 晃嗣	前橋地方裁判所高崎支部
1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで	前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(再イ)第14号 東京都八王子市千人町2丁目1番1-505号 再生債務者 橋本由希子	前橋地方裁判所高崎支部
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで	東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(再イ)第4号 新潟市東区竹尾2丁目4番16号 フォルビート205号 再生債務者 佐藤 史昭	東京地方裁判所立川支部民事第4部
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	東京地方裁判所立川支部民事第4部

小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和7年(再イ)第2号 栃木県宇都宮市瑞穂2丁目19番地13 再生債務者 本間菜穂美	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案
令和6年(再イ)第104号	千葉市花見川区幕張町4丁目693番地5 再生債務者 塚根 紳介	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案	令和7年4月8日	令和7年4月10日 水戸地方裁判所	令和7年4月10日
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 28日まで	宇都宮地方裁判所第1民事部	相模原市南区相模大野8丁目11番30号 L u c e d i f e l i c i t a 102	岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年4月9日	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	再生債務者 小曾根有紀	令和6年(再イ)第89号
令和7年(再イ)第6号	千葉県市川市若宮1丁目15番20号 (ヴァ ン・エスボワール102号)	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案	静岡市駿河区中田1丁目4番24-202号
再生債務者 中上 弘	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで	再生債務者 下村 恒平
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 28日まで	令和7年4月10日	令和7年4月10日	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案
令和7年4月9日	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(再イ)第190号	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで
千葉県市川市若宮1丁目15番20号 (ヴァ ン・エスボワール102号)	埼玉県川口市大字安行藤八70番地の10 再生債務者 飯島 凌平	令和7年4月10日	令和7年4月10日
再生債務者 中上 弘	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案	横浜地方裁判所相模原支部	令和6年(再イ)第4号
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案	令和7年4月9日	令和7年4月9日	静岡地方裁判所民事第2部
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 28日まで	さいたま地方裁判所第3民事部	山梨県都留市小野1310番地 市営権現原団地 3-404	令和7年(再イ)第9号
令和7年4月9日	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	再生債務者 石川 勝也	静岡市葵区西千代田町18番8号 西千代田伸 和ハイツ303
千葉県市川市若宮1丁目15番20号 (ヴァ ン・エスボワール102号)	埼玉県越谷市大字大房918番地1 803 再生債務者 渡邊 涼	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案	再生債務者 赤松 良亮
再生債務者 塩口 達也	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日 付け再生計画案	令和7年4月9日	令和7年4月9日	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 28日まで	さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年4月9日	令和7年4月10日
令和7年4月9日	令和6年(再イ)第451号	山梨県富士吉田市富士見7丁目6番23号 再生債務者 石川 勝也	静岡地方裁判所民事第2部
東京都国分寺市本町2-12-6 第7千代鶴 ビル 912	埼玉県越谷市大字大房918番地1 803 再生債務者 渡邊 涼	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案	令和7年(再イ)第9号
再生債務者 塩口 達也	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで	静岡市葵区西千代田町18番8号 西千代田伸 和ハイツ303
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日 付け再生計画案	令和7年4月9日	令和7年4月9日	再生債務者 赤松 良亮
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 28日まで	さいたま地方裁判所越谷支部再生係	甲府地方裁判所都留支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案
令和7年4月9日	令和6年(再イ)第83号	山梨県富士吉田市富士見7丁目6番23号 再生債務者 石川 勝也	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで
東京地方裁判所民事第20部	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸4丁目16番6号 再生債務者 尾關 晃充	令和7年4月9日	令和7年4月10日
令和6年(再イ)第13号	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案	甲府地方裁判所都留支部再生係	静岡地方裁判所民事第2部
岩手県奥州市江刺伊手字角屋122番地1 再生債務者 菊池 健美	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで	山梨県富士吉田市富士見7丁目6番23号 再生債務者 石川 勝也	令和6年(再イ)第5号
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案	令和7年4月9日	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案	佐賀県鳥栖市本鳥栖町569番地1 エアリー ハウス204
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで	さいたま地方裁判所越谷支部再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで	再生債務者 権藤 清
令和7年4月9日 盛岡地方裁判所水沢支部	令和6年(再イ)第84号	令和7年4月9日	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案
再生債務者 奥 隆司	千葉県印西市西の原4丁目5番地34 再生債務者 奥 隆司	甲府地方裁判所都留支部再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案	令和7年4月9日	令和7年4月10日
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで	甲府地方裁判所都留支部再生係	佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年4月9日 盛岡地方裁判所水沢支部	令和6年(再イ)第84号	令和6年(再イ)第7号	令和6年(再イ)第21号
栃木県宇都宮市陽南2丁目4番31号 再生債務者 駒場 大助	千葉県印西市西の原4丁目5番地34 再生債務者 奥 隆司	山梨県南都留郡忍野村忍草3162番地16 再生債務者 藤井 光	長野県木曽郡上松町大字荻原2921番地の10 再生債務者 越 雄児
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで	令和7年4月8日 千葉地方裁判所佐倉支部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで
令和7年4月8日	令和6年(再イ)第43号	令和7年4月9日	令和7年4月9日 長野地方裁判所松本支部
宇都宮地方裁判所第1民事部	茨城県久慈郡大子町大字町付2045番地3 再生債務者 佐藤 喜一	甲府地方裁判所都留支部再生係	令和7年4月9日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第12号

大阪市淀川区十三東1丁目10番22-503号

再生債務者 太田 翔子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
7日まで

令和7年4月9日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第47号

大阪府豊中市寺内2丁目2番13-502号

再生債務者 黒木 佑亮

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
7日まで

令和7年4月9日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第219号

札幌市手稲区稲穂5条7丁目2番11号

再生債務者 清水 高広

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
8日まで

令和7年4月10日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第225号

札幌市東区北39条東3丁目1番17-401号

再生債務者 丹羽 研吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
8日まで

令和7年4月10日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第18号

北海道小樽市入船4丁目20番2号

再生債務者 堂端 史人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
8日まで

令和7年4月10日 札幌地方裁判所小樽支部

令和6年(再イ)第102号

埼玉県日高市大字下高萩新田31番地19

再生債務者 本間 一也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
8日まで

令和7年4月10日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第119号

埼玉県川越市大字小中居252番地8

再生債務者 櫻井 進也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
8日まで

令和7年4月10日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第48号

静岡県富士宮市西町25番4号

再生債務者 寺田 智

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
8日まで

令和7年4月10日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年(再イ)第1号

静岡県富士市五貫島554番地 コーポラス落

合205号

再生債務者 菅野 洋晃

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
8日まで

令和7年4月10日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和6年(再イ)第407号

大阪市平野区喜連東1丁目4番26号

再生債務者 横埜 達也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
8日まで

令和7年4月9日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第12号

北海道岩見沢市4条東17丁目89番地

再生債務者 荒木 徹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
9日まで

令和7年4月9日

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和6年(再イ)第50号

堺市堺区宿屋町東3丁2番16-1号

再生債務者 豊喜堂こと 田原 豊

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
9日まで

令和7年4月9日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第51号

堺市堺区宿屋町東3丁2番16-1号

再生債務者 田原 弘余

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
9日まで

令和7年4月9日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第126号

堺市北区南花田町69番地9

再生債務者 谷 仁志

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
9日まで

令和7年4月9日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第7号

京都市右京区西院月双町111番地 マンハイ

ム五条1107

再生債務者 杉野有佳里

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
12日まで

令和7年4月10日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和6年(再イ)第399号

大阪市港区田中1丁目12番6号

再生債務者 ハマサキパーキングこと 濱崎真
由美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
12日まで

令和7年4月9日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第80号

兵庫県西宮市上ヶ原九番町2番113-106号

(前住所) 兵庫県宝塚市仁川高丸3丁目9番
26号

再生債務者 松本 義広

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日
付け再生計画案

- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4
月30日

- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
30日まで

令和7年4月9日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第118号

岡山市北区高柳西町7番55号 プレジデント
高柳203号

再生債務者 八田 将希

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日
付け再生計画案

- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4
月30日

- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
30日まで

令和7年4月9日

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第37号

長崎県長崎市矢上町28番40号

再生債務者 本田孝太郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日
付け再生計画案

- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4
月30日

- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
30日まで

令和7年4月9日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和6年(再イ)第66号 鹿児島市下荒田1丁目44番10-903号 再生債務者 桑原 莉世 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和6年(再イ)第46号 岡山県倉敷市連島町連島1174番地155 再生債務者 仙波萬里こと 宋 玉順 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和6年(再イ)第35号 長崎県長崎市磯道町334番地2 再生債務者 小山 恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和6年(再イ)第68号 広島県東広島市西条町御園字7206番地7サ ニーパレス渡邊204号 再生債務者 三宅 浩司 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月9日 広島地方裁判所民事第4部 令和6年(再イ)第20号 鹿児島県姶良市東餅田1229番地10 再生債務者 中脇 孝史	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月9日 鹿児島地方裁判所加治木支部 令和6年(再イ)第30号 広島県福山市千田町3丁目36番5号 202 再生債務者 岡崎 春美 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月8日まで 令和7年4月10日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 令和6年(再イ)第21号 鹿児島県霧島市隼人町神宮5丁目10番28号 再生債務者 板野 良樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月9日 鹿児島地方裁判所加治木支部 小規模個人再生による再生計画取消 令和4年(再イ)第28号 新潟県長岡市平島3-89 エクセレントハイム 106号室 再生債務者 桑原 託 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和5年5月23日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。 令和7年4月9日 新潟地方裁判所長岡支部再生係 小規模個人再生による再生手続廃止 令和6年(再イ)第103号 埼玉県川口市芝下3丁目26番3号 再生債務者 山下 智 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。 令和7年4月9日 さいたま地方裁判所第3民事部	給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年(再口)第2号 北九州市門司区大字伊川683番地3 再生債務者 佐藤 妙子 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(再口)第1号 岐阜県本巣郡北方町高屋条里2丁目80番地の1 再生債務者 田中 雄大 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月21日まで 岐阜地方裁判所 令和7年(再口)第10010号 東京都多摩市百草1136-6 グリーンガーデン多摩Ⅱ 102 再生債務者 千葉 貴之 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(再口)第3号 京都府綴喜郡井手町大字井手小字野神52番地の1 再生債務者 古川ゑつみ 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月26日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係
---	---	--	--

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取**

令和6年(再口)第4号

静岡県浜松市中央区積志町881番地の2
再生債務者 高木 文香

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月14日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月30日まで
令和7年4月9日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和6年(再口)第3号

秋田県男鹿市船川港船川字鳥屋場1番地359
再生債務者 七戸 雅義

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月25日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年5月1日まで
令和7年4月10日

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再口)第4号

秋田県男鹿市船川港船川字鳥屋場1番地359
再生債務者 七戸由美子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月25日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年5月1日まで
令和7年4月10日

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再口)第9号

埼玉県所沢市弥生町2901番地の16 ガーデンソシアメイツ新所沢310
再生債務者 戸住 典広

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月2日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年5月8日まで
令和7年4月10日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再口)第14号

広島市南区宇品御幸3丁目11番52-12-403号
再生債務者 中室 優希

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月25日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年5月8日まで
令和7年4月10日

広島地方裁判所民事第4部

**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和6年(再口)第2号

島根県安来市切川町1290番地4

再生債務者 米田 康志

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月8日 松江地方裁判所民事部

令和6年(再口)第14号

札幌市豊平区美園3条1丁目1番30-403号

再生債務者 岡崎 健介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月9日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再口)第36号

大阪府高槻市日向町15番14号

再生債務者 森 裕生

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月9日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再口)第1号

北海道帯広市西11条南27丁目24番地 タウン11A-VI

再生債務者 小笠原裕記

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月9日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月10日

釧路地方裁判所帶広支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月18日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番九号

(甲) 合同会社駿河企画

代表社員 樹永 浩一

東京都港区六本木四丁目三番一一号

(乙) 合同会社関西企画

代表社員 樹永 浩一

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併は令和7年6月1日であり、甲は会社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しております。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年6月10日

掲載頁 三十六頁 (号外第一三九号)

令和7年4月18日

東京都中央区日本橋一丁目一一番二号

(甲) 株式会社テラスカイ

代表取締役 佐藤 秀哉

東京都中央区日本橋一丁目一一番二号

(乙) 株式会社エノキ

代表取締役 伊藤 純一

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和6年7月2日

掲載頁 三頁

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和7年4月18日

福岡市中央区大名一丁目九番二三号

(甲) 総合メディカル株式会社

代表取締役 多田莊一郎

横浜市旭区市沢町五八六番五二一

(乙) 有限会社イデール

代表取締役 小田切紀樹

(甲) <https://cocone.co.jp/legal/public-notice/>

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月1日

掲載頁 五十七頁 (号外第七十四号)

令和7年4月18日

東京都世田谷区若林三丁目一番一八号

(甲) コネ株式会社

代表取締役 千 良鉢

(乙) C O N E V 株式会社

代表取締役 崔 童媛

合併公告

左記法人は、共同して新設するNPO法人かぶら(住所大阪市城東区新喜多東一八四〇一)に権利義務全部を承継させ解散することにいたしました。

この新設合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和7年4月18日

大阪市城東区新喜多東一八四〇一

(甲) NPO法人すすき

大阪市城東区新喜多東一丁目八番四〇白樺ハ

イソ城東二五号 (乙) NPO法人しおり

理事 坂本 龍一

理事 坂本 龍一

理事 坂本 龍一

理事 坂本 龍一

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

株主総会の承認決議は令和7年2月28日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和6年7月2日

掲載頁 三頁

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和7年4月18日

福岡市中央区大名一丁目九番二三号

(甲) 総合メディカル株式会社

代表取締役 多田莊一郎

横浜市旭区市沢町五八六番五二一

(乙) 有限会社イデール

代表取締役 小田切紀樹

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割によりノヴィル株式会社(乙)、徳島市沖浜東三丁目一五番地)の遊技場(所在千葉市花見川区幕張町四丁目五四番地六名称ミリオン幕張店)経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月31日

掲載頁 一二二頁(号外第七十二号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年1月28日

掲載頁 六十二頁(号外第十六号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在川崎市中原区下小田中二丁目一番一六号)名称オーネクス武蔵中原店)経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月18日

掲載頁 五十二頁(号外第八十二号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月11日

掲載頁 五十三頁(号外第八十二号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在東京都板橋区板橋二丁目六五番八号)M'Sビル代表取締役 山下 信浩)株式会社安田屋

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年1月28日

掲載頁 六十二頁(号外第十六号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月11日

掲載頁 五十三頁(号外第八十二号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在東京都江東区森下二丁目二番八号)代表取締役 鄭 泰秀)株式会社ナシヨナル企業

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月18日

掲載頁 六十二頁(号外第十六号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月11日

掲載頁 五十三頁(号外第八十二号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式報酬SaS事業、株式報酬Saas事業に付随するマーケティング・メディア事業、及びスタートアップへの再投資事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和7年6月1日であり、本吸収分割は、甲については会社法第七九六条第一項に定める略式分割に該当し、乙については会社法第七八四条第二項に定める簡易分割に該当するため、両社の株主総会の承認決議は不要となります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月31日

掲載頁 一二二頁(号外第七十二号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年1月28日

掲載頁 六十二頁(号外第十六号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在東京都港区六本木三丁目一―一)住友不動産代表取締役 山下 信浩)株式会社安田屋

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月27日

掲載頁 六頁

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月18日

掲載頁 六本木グランダタワー

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在東京都港区六本木三丁目一―一)住友不動産代表取締役 山下 信浩)株式会社安田屋

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月11日

掲載頁 五十三頁(号外第八十二号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月11日

掲載頁 五十三頁(号外第八十二号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在東京都港区六本木三丁目一―一)住友不動産代表取締役 山下 信浩)株式会社安田屋

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月27日

掲載頁 六頁

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月11日

掲載頁 五十三頁(号外第八十二号)

令和7年4月18日

岐阜県多治見市宝町二丁目三九番地の一

(甲) 株式会社MILLION Neo

代表取締役 東野 昌一

(乙) ノヴィル株式会社

代表取締役 久岡 征司

組織変更公告

左記会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月31日

掲載頁 一二二頁(号外第七十二号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年1月28日

掲載頁 六十二頁(号外第十六号)

組織変更公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在東京都港区六本木三丁目一―一)住友不動産代表取締役 山下 信浩)株式会社安田屋

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月27日

掲載頁 六頁

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月18日

掲載頁 六本木グランダタワー

組織変更公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在東京都港区六本木三丁目一―一)住友不動産代表取締役 山下 信浩)株式会社安田屋

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月27日

掲載頁 六頁

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月11日

掲載頁 五十三頁(号外第八十二号)

組織変更公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在東京都港区六本木三丁目一―一)住友不動産代表取締役 山下 信浩)株式会社安田屋

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月27日

掲載頁 六頁

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月11日

掲載頁 五十三頁(号外第八十二号)

効力発生日は令和7年6月1日であり、当社の総社員の同意の取得は令和7年3月4日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都江東区東雲一丁目九番四一―一四号

アセツトリンク合同会社

代表社員 玉城 守羅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務がありません。

東京都千代田区一番町二二番地二

三永興産有限公司

取締役 中込 拓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

神奈川県茅ヶ崎市萩園一五〇五番地二

合同会社ちばゴルフ

代表社員 久岡 優斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

富山市上二杉二五一一二

庭日和合同会社

代表社員 木下佳津哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月18日

富山市上二杉二五一一二

庭日和合同会社

代表社員 山口 聖美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月18日

名古屋市港区藤前一丁目一一〇六番地二

兄弟合同会社

代表社員 趙 晓 雨

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年5月9日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年4月18日

新潟県五泉市論瀬八七九七番地一

株式会社早出川建設

代表取締役 今井 益雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年5月8日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年4月18日

株式会社明正不動産

代表取締役 小池 勝章

株式会社サクラバスを完全親会社

とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和7年5月26日までに当社にご提出下さい。

令和7年4月18日

新日本造形株式会社

代表取締役 西村 信一

限定承認公告

本籍熊本県天草市天草町大江軍浦五八四番地、最後の住所愛知県名古屋市中村区竹橋町三六番三一号 則武田地八一九号

被相続人 亡 佐野木 晶

右被相続人は令和7年2月13日死亡し、その相続人は令和7年4月7日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和7年4月18日

東京都中央区新富二丁目三番五一五〇一号

限定承認者 佐野木高信

限定承認公告

本籍香川県観音寺市観音寺町甲三一三七番地八、最後の住所香川県観音寺市観音寺町甲三一七番地八

被相続人 亡 安藤 誠治

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市大庄西町二丁目四八五番地、最後の住所尼崎市大庄西町二丁目二八番一五号

被相続人 亡 滋賀 梅 知子

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市元赤坂一丁目一番八号株式会社

被相続人 亡 松原 幸美

优先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、优先資本金の額を五千十万元（ただし、A号优先資本金につき一千八百九十万円、B号优先資本金につき三千百二十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.web-kokokujp1106211062.html>

右被相続人は令和6年5月22日死亡し、その相続人は令和7年3月4日高松家庭裁判所観音寺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申しだされないときは弁済から除外します。

令和7年4月18日

東京都江戸川区西葛西八丁目二番一一二〇号

相続人 安藤加代子

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所兵庫県尼崎市西立花町四丁目一五番二八号

被相続人 亡 清水熙正こと 姜 熙正

右被相続人は平成十八年八月十九日死亡し、その相続人は令和7年4月14日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申しだされないときは弁済から除外します。

令和7年4月18日

東京都渋谷区本町六丁目四〇番一七号

限定承認者 清水良重こと 姜 良重

限定承認公告

本籍大韓民国大邱広域市壽城区顧母洞五八六番地、最後の住所福井県福井市光陽二丁目一五番二号コ一ボ伊藤一〇一

被相続人 亡 岩本勝浩こと 鄭 勝浩

右被相続人は推定令和6年5月16日死亡し、その相続人は令和7年4月1日福井家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受

遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申しだされないときは弁済から除外します。

令和7年4月18日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内

取締役 林 令史

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を八億一千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.akasaka-accounting.jp/balance/>

令和7年4月18日

エスエルピー特定目的会社

取締役 林 令史

訂正公告

令和7年3月18日（号外第五十四号）掲載の製造たばこ小売定価公告中、二十頁下段の令和7年3月3日認可表中、製品の区分欄に不足がありましたので訂正します。製品の区分欄の四行目「5.2g」、七行目「5.2g」、十行目「5.4g」、十三行目「5.4g」、十六行目「5.4g」、十九行目「5.4g」、二十一行目「5.4g」を追記します。

令和7年4月18日 財務大臣 加藤 勝信

訂正公告

令和7年4月18日（号外第五十四号）掲載のメリダジャパン株式会社に係る第十五期決算公告（社組）中、「（当期純利益）とあるは「（当期純損失）の誤りにつき訂正します。

令和7年4月18日

取扱店

令和7年4月18日 東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

アルコニックス株式会社確定給付企業年金は、令和7年4月1日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和7年4月4日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月18日 東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

アルコニックス株式会社確定給付企業年金清算人 山田絵理子

債権申出の公告（第三回）

ノーベル製菓株式会社確定給付企業年金は、令和7年4月1日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和7年4月4日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

債権申出の公告（第二回）

ノーベル製菓株式会社確定給付企業年金は、令和7年4月1日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和7年4月4日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月18日

取扱店